

編集後記

「未曾有」「想定外」「国難」といった言葉が新聞紙面を跋扈した東日本大震災から5月が経過した。被災地における復興・復活への歩みは決して早くないように思われる。被災された皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興・復活を祈念してやまない。

東日本大震災の影響は地震・津波・原発事故により直接被害を受けた岩手、宮城、福島を東北地方には止まらなかった。電力不足により、電車の運行が制限され、照明を落とした東京の街は文字どおり暗くなった。そして、これまで経験をしたことがなく、どこか外国の話だろうと思っていた計画停電が現実のものとなった。大震災の影響は日常生活でもはっきりと認められた。スーパーの店頭からミネラルウォーターが無くなり、食パンが無くなり、米、ヨーグルト、納豆、ジュースが無くなっていった。電器屋からは懐中電灯が無くなり、電池が無くなった。物はあふれているのに必要なものは手に入らないという現実と直面すると、豊かに思えた今までの生活がいかに脆弱な基盤の上での危うい生活であったのかと思知らされた。

国が混乱状態となったのだから、霞ヶ関を中心とした行政機関も混乱状態となった。道路や河川を所管する国土交通省、医療を所管する厚生労働省、学校教育を所管する文部科学省などはいまでもない。通常の大災害であれば比較的関係の薄そうな官庁までも、その人的・財政的資源の多くを投入して、我が国の復興・復活に向けた体制作りを急いだ。

特許行政を所管する特許庁はどうだったのだろうか。特許庁のホームページによれば、「東日本大震災の発生に伴う各国・地域の知財庁の救済措置等について」、「平成23年東日本大震災により影響を受けた手続期間の延長等について」なる措置が採られたことがわかる。さらに、「震災復興支援早期審査・早期審理の開始」がアナウンスされている。被災された出願人や代理人にとってはとても重要な意味を持つ措置である。しかしながら、これらの措置は、特許庁の人的・財政的資源の多くを投入してというものではない。むしろ、特許行政は大震災に際しても「淡々と」自らの業務を遂行している状況にある。余談であるが、特許庁からも多くのボランティアが東北地方に向かっている。我が国ではこれまでボランティア活動に対する意識が比較的希薄であったが、阪神淡路大震災

以来、ボランティア活動が社会的に認知され、いまでは我が国の新たなよき伝統として根付いていることは我が国社会の喜ばしい変化である。

霞ヶ関の多くの行政機関が、混乱状態となった被災地の状況把握に努め、その後の復興・復活への道筋を定める中であって、何故、特許庁だけが「淡々と」なのだろうか。特許庁には支所がなく、業務を分散する体制を取っておらず、被災地である東北地方には支所がないからであろうか。しかし、東北経済産業局には特許室があり、その限りでは他の行政機関と本質的な違いはない。無論、特許室で審査をやっているわけではないが。

結局、大震災からの復興・復活として、まず形のある有体物の修復から始めることをイメージしているからではないだろうか。有体物がどの程度毀損したかについて把握することから始め、毀損・破壊された有体物を仕分けし、修復することで、再び有体物を構築することを復興・復活の第一歩と考えているからであろう。有体物が毀損することは避けられないことであるから、有体物を対象とする行政がその修復のために人的・財政的資源を投入することは当然のことである。

一方、特許行政は有体物を対象とした行政ではなく、無体財産権を対象とした行政である。特許を例に取れば、かかる無体財産権は技術的思想である特許発明に基づくものである。特許発明が技術的思想であることは法律上の定義から明らかであるから、実施の態様として特許発明から物を観念できる場合があるとしても、その「物」自体が特許発明であることはない。そして、特許発明も、特許発明に基づいた無体財産権である特許権も有体物に比べて毀損されにくい性質のものであるし、無体財産権制度の下で公示された無体財産権はより毀損されにくい形態となっていることは容易に理解できる。

仮に、特許発明が有体物であれば、特許庁は他の行政機関と同様に人的・財政的資源を投入して、その修復に全力を挙げることになるのだろう。しかしながら、特許発明は無体物であり、特許発明に基づく無体財産権も無体物であるから、この未曾有の大震災に際しても、何ら毀損していない。ここに無体物の強靱さが見られる。

しかし、未曾有の大震災に際して、無体物は何も毀損していないのであろうか。仮に毀損しているのだとしたら、その毀損の程度は目に見えないだけに計り知れないし、その修復についても考えが及ばない。我々、知財関係者は未曾有の大震災で一体何を失ったのだろうか。(H.W)



東日本大震災が起こった平成 23 年 3 月 11 日、正にその日、「特許法等の一部を改正する法律案」が閣議決定された。大震災を受けて、同法案の国会審議への影響が心配されたが、5 月 31 日に無事可決・成立し、6 月 8 日に法律第 63 号として公布された。

今回の改正は、オープン・イノベーションの進展等のイノベーションの在り方の変化を受けて、①ライセンス契約の保護の強化、②共同研究等の成果に関する発明者の適切な保護、③ユーザーの利便性向上、④紛争の迅速・効率的な解決のための審判制度の見直しという観点から、様々な措置を講じるものであり、法理論上も実務上も非常に重要な意味を有するものである。

そこで、本号の論文欄では、今回の多くの改正点の中から、重要な改正点を三点取り上げ、研究者・実務家の方々に評価・分析していただいた。

まず、紛争解決・処理の迅速化、適切化のための制度の見直しは、特許審査の迅速化とともに喫緊の課題の一つであったが、今回いくつかの改正が行われた。紛争処理の迅速化という観点からは、特許法第 104 条の 4 が新設され、侵害訴訟の判決の確定後になされた無効審決等の確定による再審が制限されることになった。この改正点に関し、改正までの経緯や特許の有効性をめぐる審理の在り方について、知財高裁の高部氏に考察していただいた。一方、紛争処理の適正化という観点からは、無効審判の確定審決の第三者効が廃止され、確定審決の当事者以外の者による同一事実・同一証拠に基づく無効審判請求が認められることになった。この点については、弁護士の牧野氏に論じ

ていただいた。

多方、冒認出願がなされた場合の真の権利者の救済については、これまで学説上、様々に議論されてきたが、今回の改正では、真の権利者の適切な保護を図るという観点から、真の権利者が特許権の移転を請求できる制度が導入された。この真の権利者の取戻請求権という点については、慶應大学の君嶋氏に考察していただいた。

なお、今回の主要な改正点の一つとして、ライセンス契約の保護の強化の観点から、特許庁に登録しなくてもライセンスを第三者に対抗できる「当然対抗制度」が導入されたが、この点については、本誌第 51 号で大阪大学の茶園氏に「通常実施権の対抗要件制度について」と題する論文において検討していただいております、あわせてご参照いただきたい。

この他、巻頭言では、弁護士の小野氏に後藤新平の先見性とその影響という視点から、ご寄稿いただいた。

また、知財制度の国際化とともに、国際私法の分野に関わる紛争も増えてきていることから、判例評釈欄では、明治学院大学の申氏に特許権侵害と国際裁判管轄権に関する判例について、分析・検討していただいた。

さらに情報欄では、インドにおける知財強化の取組について、特許庁国際課の澤井氏・今浦氏にご紹介いただいた。

本誌へのご感想、掲載記事やバックナンバー等に関するお問い合わせは、独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室 (FAX : 03-3595-2792, E-mail : PA9305@inpit.jpo.go.jp) まで。(M.T)

特許研究 PATENT STUDIES No. 52 (September 2011) ©

平成 23 年 9 月 30 日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号

電話 : 03-3581-5092 FAX : 03-3595-2792



HP (<http://www.inpit.go.jp/index.html>)

印刷所

株式会社 太陽美術

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。